

文部省史料館報

第 12 号

昭和 45 年 12 月

目 次

郷土史料館利用の経験……………古島 敏雄…(2)

文部省史料館における

近世史料目録の調査について……………鈴木 寿…(3)

大名家文書の所在調査……………第一史料室…(15)

——報告その二——

整理と分類

「近世古文書学」問題点の素描……………榎本 宗次…(4)

農村文書(-)——村方文書の性格——……………浅井 潤子…(6)

生活用具の形態学(七)……………中村俊亀智…(8)

情 報

北海道行政資料室の現状と当面の問題点

……………北海道行政資料室…(10)

仮 標 題……………久保田広司…(11)

史料収集の中で……………小林 利久…(11)

史料館の所在地沿革(四)……………(13)

昭和45年度新収史料紹介(承前)……………(14)

文部省史料館所蔵史料の撮影・複写心得……………(12)

彙 報 その他……………(16)

郷土史料館利用の経験

古 島 敏 雄

村方史料を使う研究を昭和二十五

年頃までに主としてやってきた私は、史料所蔵者の探索からはじめる形の

仕事のやり方に終始した。



史料館の発達した国々の歴史研究者が、史料館を主た

る研究の場としているような経験はもっていない。イギリスレスターシヤのマナーについてよい実証的な仕事を

しているヒルトン氏に十数年前ロンドン大学の歴史研究所であったことがあ

る。その時の見聞によって、こんなことがわかった。この研究所は長期の休暇に入ると、全国の研究者が集って、国立公文書館の利用

のための準備作業をするという。膨大な公文書館の目録が備えられており、ここで史料検索の仕事をや

らうらしい。こういう環境では、われわれにとつて普通の途である研究対象地域に

ついての史料所蔵者の探索といった過程は、歴史学者の作業から外され

ることになる。

史料探索・蒐集・分類整理・補修などの作業は国公立・私立の史料館職員の任務となり、そこからアーキ

ヴィストの専門化が生れてくるように思われる。わが国における史料館の不備は、このような専門家の分化

を困難にしただけでなく、研究者の一度利用した史料が古書籍商の手に

よって、分割して購入・販売されて、研究の進展が、史料分散の一因とも

なる状況を作り出していた。昭和二十六年文部省史料館発足以後、地方資料館設立の機運も生じ、

公共図書館での手書きの史料蒐集、分類整理、公開の動きも強まってきている。私にはこのような機関の利

用の機会が今迄なかったが、今回、山梨県立図書館の郷土史料室を利用

することができた。その経験を簡単に記してみたい。

二

閲覧室を設けている。私の知っている研究者としては飯田文弥氏がいて、その整備の仕事にあたっていられる。同図書館は、昭和二十九年に『蔵書目録、郷土資料編、第二集』を出して、所蔵の文書・記録・和装郷土資料を明らかにしている。発刊された当時頂いて、その分類が十進分類法により、細分化されすぎているのに危惧の念を感じながらも、近世初期検地帳や甲府町方記録の豊富さ、幾つかの村方資料の所蔵に強い興味を感じていた。

『龍土村史』の引用する貞享五年（一六八八）の「指上げ申口上書の事」およびそれと関連する村史の掲げる領主資料以外の信頼できる史料はないように思われた。しかもそれらによつては、治水技術の細部に関する知識はえられないのである。

三

私は前掲の目録を手掛りに、まず甲州流治水技術の具体的な姿を確認するための簡単な作業をやってみた。この目録に集録されている文書・記録は二人の研究者の蒐集を基礎にしている。そしてその一人は治水と耕地開発に主たる関心をよせていたように思われる。これに県庁所蔵の検地帳などが加っている。

このような史料を前にして、検地帳や多少ある年貢割付の類は扱わないで、主として治水・利水の概況と特定村の治水・利水技術の具体相を明らかにすることをつとめた。その結果、治水面では、年度・著者不明ながら、甲州流治水技術の全貌を示す写本と、河原部村（現韮崎市）と鏡中条村について、河川の状況によつて異なる、水害後の復旧工事の具体相とを知ることができた。後者は安永年度以後に関するものである。この作業をしてみて、江戸時代の

甲州国中地方の稲作発展・耕地開墾の姿を知るための、今後の史料蒐集充実の方向について史料館としての努力の方向を多少知りえたように思われる。

二人の蒐集を起点としたこのコレクションの充実には、従来の所蔵史料との関係では、一つには史料年度を中期以前まで拡大することと、全く欠けている特殊地点での蒐集の努力が必要である。他の一点は、元所蔵者の史料の統一をくずさない分類を考へるか、所蔵者を中心に全史料の年度・筆写者などの推定の努力をあらかじめすることである。このような努力が進められると、山梨県立図書館は、甲州郷土史研究において外国の史料館なみの研究センターたりうる素質を持っているといつてよい。

村・郡史誌の編纂の過程で発見された史料の全体が、村や家の統一を保ったま、寄託され、あるいはその写しが集められることも充実の必要な途であろう。設備の新しさと、係員の充実をみている山梨県立図書館が郷土史料館としての充実への途を辿ってくれることを強く希望するのが、利用者としての私の気持である。

(筆者・写真・は東大教授、当館評議員)

文部省史料館における

近世史料目録の調査について

鈴木 木 寿

歴史の史料が整備され、史料目録が完備され、さらに史料集の刊行などがおこなわれることは、歴史家の怠惰を誘う惧れを若干ともないながらも、歴史研究の推進にとって慶賀すべきことといえよう。

戦後のわが国では、近世史料への関心、その保存・収集・調査研究などが特に飛躍的な昂まりをみせてきたが、それは多くの歴史家の調査研究、ないし県都市町村史編纂事業などを中心に推進され、他方また図書館・史料館・文書館などの果たした役割も、少なくなかったとされよう。また、戦後いち早く着手された近世庶民史料調査委員会による全国的な近世庶民史料の所在調査・目録作成・目録概要刊行の成果は、それ自体を目的とした劃期的な事業であり大きな足跡を残している。

これらの成果のうち、史料に即していえば、史料目録が各地で作成保存されているわけで、武家・公家・寺社文書をはじめ村方・町方文書に及ぶ膨大な近世史料の閲覧検索のためには、前提的な労作として、まずこれが重視される必要がある。史料

所蔵者、関係者、関係諸機関等に所蔵される近世史料目録は夥しい数量にのぼるものと推測される。

そうした近世史料目録が、地域ごとの適当な機関に収集保管され、利用者の閲覧検索の利便をはかることができれば、研究利用の効率化は期してまつべきものがある。したがって、この方面での事業の推進が要請されるわけであるが、他方また、

これら全国の近世史料目録を適当な中央機関に体系的に収集整備して、これを一般利用者に公開、閲覧検索に供することもまた必要とされよう。一国における近世という一時代の史料の所在が、多彩なかたちで、その全貌に近いものを、一つの場所で開催検出できるような施設は、実現に値するものと思われる。しかし、

それら史料目録は単なる史料所在の確認ということだけでなしに、所蔵者・所在地とともに、一点ごとの個別史料名をも収載したものでなければならぬわけで、それだけにこの事業は多大な労力と経費をとまなうことになる。

ところで、近世庶民史料調査委員

会の実施した未調査に属する近世庶民史料の全国的所在調査に類するものは、今後も継続実施されるべきものであるが、それとともに既調査に属する近世史料目録そのものの全国的・体系的収集整備の仕事も緊要である。それはまた、前者の事業を推進するためにも必要なことである。ただし、後者の収集は目録の残部がある場合は、購入などの可能性があるが、残部を欠く場合には複写収集の方法をとらざるをえないことになる。

そこで、以上のような趣旨にもとづいて、当史料館では、その業務の一環として、既調査に属する近世史料目録の全国的・体系的収集整備をおこなうために、いわば第一次五カ年計画によって、まず一応の整備をおこなう計画をたて、予算的裏付けをえたうえで、実施に移す予定である。ただし、このような調査事業は、その性質上、一機関の単独能力を超えるものであって、関係諸方面各位のご理解とご協力を仰がなければ、その成果は期し難い事情にある。したがって、この計画の実施のさいには、全国関係各位の格別の御高配をお願い申上げたい。

なお、この調査成果は、当史料館において一般利用者への公開閲覧に供するほかに、将来は近世史料目録

所在一覽などのかたちで刊行頒布して、研究の利便を図る方法が考慮されて然るべきかと考えられる。

ところで、この計画案の実施の前提的作業として、既調査に属する近世史料目録の全国的所在そのものをまず予備的に確認しておく必要があるとの趣旨から、本年度は次の方法によって、都道府県別に、予備調査を実施することにした。

本来ならば、当史料館員が現地に赴いて調査にあたるべきであるが、諸般の事情から不如意のため、今回は、主としてこれを各都道府県立の中央図書館ないし文書館などに調査のご協力をお願いすることにした。このような調査は、業務繁多の折から、関係各位にとっては甚だご迷惑なことながら、上記趣旨をご理解下さって、ご協力を賜わりたく、お願い

いを申上げる次第である。予備調査の方法は次のとおり。
(1) 当史料館が現在所蔵している当該県(都道府)内所在近世史料目録一覽「別紙I」を参照のうえ、この記載以外になお当該県(都道府)内に近世史料目録(刊本、稿本とも)がある場合には、「別紙II」の調査票にこれを記入のうえ当史料館に返送をお願いする。

(2) 「別紙I」は「文部省史料館所蔵〇〇県(都道府)近世史料目録一覽」の表題をもち、文書所在地・文書目録名・目録作成者・作成年次・目録所蔵者・同所在地・刊本稿本の別・冊数・備考などの項目に当該事項が記入されている。
(3) 「別紙II」は「〇〇県(都道府)所在近世史料目録調査票」の表題をもち、各項目は「別紙I」と同様である。

分類と整理

「近世古文書学」

問題点の素描

榎 本 宗 次

従来の古文書学についてさえ、その片鱗を撫でたに過ぎない筆者が、「近世古文書学」について云云することは、全く大それたことであつてこのようなタイトルを掲げることにも忸怩たるものがある。しかし、さしあつて近世史料の整理・分類を問題にする場合、とくに標題表記をどうするかという場合、次にみるように、「近世古文書学」を避けて通るわけにはゆかなくなっているのが現状のようである。

整理・分類と古文書学

古島敏雄・大石慎三郎の両氏は分類法を述べるに先だつて「江戸時代史」に関しては、まだ古代・中世のもの

の様に古文書学が確立し、従つて分類法も確立している訳ではないから、江戸時代の史料の分類法には定説がなく、皆その場合の必要に応じて分類しているようである」(第八巻「書房・日本歴史講座」とされ、林英夫氏はまた「分類法の基準の確立は、近世古文書学を打立てるうえで、大切なことであるが、今まで近世古文書学と名づけるような体系だった研究はでていない。これは近世文書がきわめて多様であり、それらを包括する文書学の確立は、近世封建社会史の広範な知識をもつていなくてはならないが、研究史とともに地方史研究史がまだ浅いということも、近世

古文書学の確立を妨げている」(新生社「地方史」と説かれ、いずれも近世史料の分類と近世古文書学との関係の密接さを強調されており、特に前者では「古文書学の確立従つて分類法の確立」というように古文書学と分類法が直結し表裏一体なることを指摘されている。そしてさらに現実には近世古文書学が確立していかないから、分類に定説がなく、「その場の必要に応じ」た相対的なものになつておるとし、結果的には「分類法には、それぞれ一長一短があり、どれがよいかについては一概にはいえない、……こうした状況であることを承知しておれば前掲の分類を柔軟性をもつて当てはめてゆけばいいだろう」(林氏前掲書)と提言されている。

また標題表記についても大野瑞男氏は「近世史料の古文書学的研究が不足しているため、形式の表記も差が出てしまう」(史料館研究)とされまた鎌田永吉氏も目録作成にあつて「文書の表題をきめるといふ問題に終始直面し……いままでのいわゆる日本古文書学は、問題意識が皆無なわけではないが、それじたいとしてこの問題を研究対象「射程距離の範囲にとらえていない」(館報九号)と指摘している。そこで分類法ないしは標題表記法の確立を妨げているといわれる近世古文書学未確立の原因とその問題点について、諸説を整理してみることにする。

文書研究のたち遅れ

「日本古文書学」――従来の古文書学をこのように呼ぶことにする――が近世文書を全然扱わなかつたわけではない、しかしそれは古代・中世文書の「周辺」としてであつて、近世

文書を正面から対象にしたのではなかつた。(ただそのなかにあつて勝峰月溪氏が「古文書学概論」のなかで近世の節を設け、また維新史料編纂会は幕末維新の史料について「史料種別名称規定」を立案し、それに拠つて文書の整理にあつたといふが、その標目は部外には公表されなかつた)。

戦後、近世史の研究は盛行をみたものの古文書学的研究については戦前と殆んどかわりばえしなかつた。藤井貞文氏はこのことについて「実情を観ると、必ずしも文書其もの研究ではなく、性急なる歴史研究に資する史料として文書を取扱はうとした迄であつた。従つて文書の研究と言へば、新に出現した文書処理する為に急いだ方途に過ぎなかつた」(「古文書研」)と述べておられる。しかしこうした立ち遅れは次に挙げる近世史料の性格とも密接な関係があつたと考えられる。

多岐性

「近世古文書学」は「日本古文書学」の成果を継承し、それを土台に構築されなければならない。とくに武家文書や寺院文書の体系化にはそうしたことが必要であらう。しかし近世文書の体系化には次のようなネツクがある。

林氏が指摘されたように、今まで近世古文書学と名づけるような体系

だつた研究がでていないのは、一つには近世文書の多岐性にあるであらう。近世文書の多岐性とは換言すれば、近世古文書学の対象の多岐性であり、また古代中世史料を主として扱つた「日本古文書学」が包摂しきれなかつた異質なものが生じたといふことでもある。大久保利謙氏は「明治文書学への試論」(「史苑」)の中で「近世は社会の変化によつて文書の様式も一変して、しかも多様となり、とくに商業文書・農村文書など新しい領域が出現」したと述べておられるが、これらの領域をも対象としなければならぬ。「近世古文書学」は「日本古文書学」をストレートに継承し、拡大することだけでは確立されないであらう。それは「新しい処理方法」(大久保氏)をも加えて体系化されなければならぬ。ちなみに最近では荒井英次氏が年貢割付状書式成立の古文書学的検討の成果を「古文書研究」第四号に発表された。

パターンの不在

相田二郎氏は岩波講座日本歴史「古文書」(昭和九年)の中で「これ(公式令)には天皇の大命を伝えさせ給ふ詔勅以下の公文書を始め、文書に関する規定が多数含まれている。この条文が我が古文書の書式、即ち様式と申すものを研究致す資料の根底を為すものである。実に我が

国の古文書の研究資料は、その実物の上からも、文章の上からも、奈良時代の初期のものにその根底が存するものと云ふべきである」と述べ、「日本古文書学」における公式令の重要性を説かれた。公式令は勿論「日本古文書学」の核であつて、それが古文書学の全体系を覆っているわけではない。しかし「近世古文書学」には、その核に相当するようなパターンも寡聞にしてみあたらない。とすればそれは部分的なパターン

―御触書集成や御当家令条なども、それに該当するといえよう―を集積しながら作り出さなければならぬものであらう。例えば鎌田永吉氏は武家文書の体系化の一作業として、幕府右筆方が文書作成にあつて使用した手鑑類の発掘と研究の促進について提案しておられるが(「九号」)そのような作業は近世文書の他の分野においても必要であらう。

記録・簿書類の乏しい

「日本古文書学」の対象は周知のように、「第一人者から第二人者に向つて、その意志を伝達する用具として記載したもの」と定義された「文書」である。しかし「近世古文書学」では、このように規定された「文書」ばかりでなく、大量の「記録」類をも対象とせざるをえないと思われる。近世史料の整理・分類の役割と「近世古文書学」のそれは同一で

はないし、また各々の取扱う対象も必ずしも同一ではない。しかし「記録」類は整理・分類の対象であつて近世古文書学の対象ではないと、言い切れることは出来ないように考えられる。近世社会の重要な諸機能を記録し、また同時にそれ自体でも機能をもつところの「日記」から「帳簿」にいたる広義の「記録」類を「近世古文書学」は対象とすべきではなからうか。例えば藩史料の場合「藩日記」や「寄合帳」(奉行記録)などを抜きにはできないし、商家文書の場合では「作成時に主観の入り込む余地の少ない帳簿類は貴重視されるべき史料」(「鶴岡美枝子氏・商家の文書」(「文書」)「館報十一」)であり、また近代の官庁文書の場合でも帳簿の重要性は増大する。鈴江英一氏は「北海道庁所蔵 第一文庫系簿書の紹介と考察」(「古文書研」)と題する労作の中で「近代となつて、帳簿が官庁文書のなかで占める比重は質・量ともいよいよ大きくなる。

これは厳格には文書の範疇には入らないのであらうが、これを欠いては近代の文書の体系は成立しない」と述べておられる。これらの広義の「記録」類を今後どのように古文書学の体系のなかに組み入れてゆくかは「近世古文書学」の重要な課題の一つではなからうか。

整理と分類

農村文書

村方文書の性格

浅井潤子

近世史料の大半を占める村方文書特に名主(庄屋)文書の所在は多岐である。一言にして、いたるところに存在すると云つても過言ではないかと思う。したがつてその量も膨大であるが、村方文書の保管型態を区分すると、①個人所有 ②研究機関(大学・研究所)および文書保存・利用機関(各種史料館) ③共有に三別される。

①の個人所有の多くは、民間の旧家に所蔵されていることが通例で、大部分は村役人層の家である。このほかには、郷土史家を含めた好事家の収集した文書・記録がある。就中村役人層の旧家、特に庄屋又は大庄屋を勤めた家に所蔵されるケースが一番多い。これらの家は江戸時代を通じて代々庄屋役を勤め、旧村の公的帳簿を引継ぎ、さらに中にはその家の由緒・相続や、冠婚葬祭をはじめ自家経営を示す貸借・農地・小作に関する私文書類が混合されて保管しているが、この公・私を含めた文書・記録類も一般に庄屋文書と云われている。

②の区有文書は、前者の個人所有文書の村役人層家に伝蔵された文書や記録類と、内容的には私文書を除けば全く同一であるが、区有で保管

されている村方文書は、庄屋を含めた村役人が、年番・選挙そのほかで交替した場合、旧村役人から新村役人へと村方の重要書類が代々引き継がれたものである。これらの多くは筆筒に入れられて保管されたので、通称「役筆筒文書」と呼ばれているが、この役筆筒が区や大字・部落会の共有物として今日まで保管されている例は極めて多い。

おおむね右の三形態で保管されて来た村方文書は、内容的にも、或いは用語・用字・書体の面でも一様でなく、非常に地域性に富んでいる。例えば現存する文書の村が、天領であったか、又は私藩に属していたかの支配事情によつても、作帳される帳簿類に差異が生ずる事がある。もとも支配機構の末端につらなる村は中央(為政者)で作製される公文書の伝達・受領、及び中央の命令により作帳することが執務の主体であるから、作製される帳簿類が為政者の支配事情にながらるのは当然と考えられる。しかし村で庄屋の職務執行上に必要な基本帳簿は、「地方凡例録」にも、幕府で出した支配代官の交替の際に、郷村に対して提出をもとめた重要書類の銘柄が示されている様に、たとえ表現が異つてい

も、幕府で提出を求めた諸帳簿類は同一である。

では庄屋の職務遂行上に必要な村方書類とは如何なるものであつたか以下同じ美濃国内で(1)天領(2)旗本領(岡田氏)(3)私領(加納藩)の三所領の村を抽出して、作帳書類の大略を提示してみた。

(1) 名主役替りニ付村々ニ請取物証文之事

- 一 御水帳 六冊
- 一 御水帳 四冊
- 一 御割付 百四拾四枚
- 一 御割付 九拾六枚
- 一 御年貢御皆済手形 百三拾八枚
- 一 御年貢御皆済手形 九拾貳枚
- 一 一目帳 七冊
- 一 一目帳 四冊
- 一 御検地之節之村傍示手形 六通
- 一 右同断傍示手形 壹通
- 一 五ヶ年平均帳 壹冊
- 一 御定書 壹冊
- 一 五人組帳之前書 壹冊
- 一 宗門帳・鉄砲帳・牛馬帳 參冊
- 一 申之年御延売米証文扣 壹冊
- 一 本郷組拾ヶ村名主給米帳 壹冊
- 一 万雑割之時屋石之帳 壹冊
- 一 五人組帳 壹冊
- 一 川欠田島永引帳 貳冊
- 一 今見組・平湯組・葛山・芋生茂・下佐谷 御伝馬割帳 壹冊
- 一 未之年御年貢米払帳 拾枚
- 一 本郷御蔵米払御手形 壹冊
- 一 五ヶ年平均帳 壹冊
- 右之品々、此度名主替りニ付、銘々改御渡シ被成、慥ニ請取、兩人預リ

申処実正ニ御座候、何時ニても、御公儀様より御入用之筋、右之品々書面之通急度差上ヶ可申候、為後日証文ニ名主・組頭判形仕置候、仍如件
正徳六年申閏二月十四日
本郷村名主 次郎 八

同 村組頭 清兵衛

本郷村 次 兵衛 殿 (飛驒国吉城郡本郷村)

(2) 当番庄屋支配諸帳面拵用之事

- 一 三輪村人馬諸役帳と上書之帳 壹冊
- 一 右諸役帳ニ年中三輪村一切人馬金銭入用書記置、此帳面を以割割諸役米ニ成
- 一 御知行人馬諸役帳と上書之帳 壹冊
- 一 本田取付帳 但免掛仕候也 壹冊
- 一 新田取付帳 但右同断 壹冊
- 一 見取分取付帳但右同断 壹冊
- 一 御年貢指引落帳 貳冊
- 一 御年貢米御納所人々米預帳 壹冊
- 一 御年貢米金銭ニて納度望人在之付上書金納帳として 壹冊
- 一 御年貢米御蔵納米・御裏書手形 御奉公人手形・高百姓元方手形 貳冊
- 請込臨時帳 貳冊
- 一 御知行中御年貢米預ケ帳 壹冊
- 一 御蔵米納方并御奉公人衆中 町方衆中 御知行人馬割村々割当と上書 壹冊
- 一 御検見諸入用帳 小帳 壹冊
- 一 御廻納諸入用帳 同 壹冊
- 一 宗門御改之時諸入用帳 同 壹冊
- 一 御知行人馬割諸入用帳 同 壹冊

- 一御祭礼大船若諸入用帳 小帳 壹冊
- 一本田免割人馬寄時入用帳 同 壹冊
- 一新田方免割並免掛入用帳 同 壹冊
- 一本田免大割諸入用帳 同 壹冊
- 一新田免大割諸入用帳 同 壹冊
- 一本田名寄帳 同 壹冊
- 一新田名寄帳 同 壹冊
- 一見取名寄帳 同 壹冊

(美濃国大野村三輪村)

(3) 東下西部村諸帳面請取目録

覚

- 一勘定帳 享保六丑より十五戌迄 拾冊
- 一畑方名寄帳 元文六酉年 壹冊
- 一灘分帳 元禄六酉年 堅帳 貳冊
- 一村鑑差出帳 寛保二戌年 横帳 壹冊
- 一田方御検地帳 延宝三卯年 三冊
- 一増地検地帳 延宝五巳年 裁開分 壹冊
- 一御条目 享保七年 壹通
- 一御免状 元文四未・延享二丑年迄 拾四本
- 一本田畑名寄帳 貳冊
- 一同断 下帳 延享四卯年 貳冊
- 一反別下帳 延享四卯年 壹冊
- 一勘定帳 延享二丑年より同四卯迄 三冊
- 一小入用帳 延享三寅・四卯年 貳冊
- 一銀割帳 延享二丑・四卯 貳冊
- 一蔵入庭帳名寄 延享四年 三冊
- 一米納名寄帳 延享二年 壹冊
- 一卯駄賃帳 延享四年 壹冊
- 一又兵衛出入割帳 延享四年 六冊
- 一川御順見入用帳 延享卯年 壹冊
- 一卯新田畝引名寄帳 同年 壹冊
- 一卯加納宿脂帳 同年 壹冊
- 一卯竹納帳 同年 壹冊
- 一宗門小役帳 延享二寅・卯・辰 三冊

- 一寅新田畑改帳 延宝三年成就院分 三冊
- 一卯諸役書出帳 延享四卯年 壹冊
- 一子不足帳 延享二 貳冊
- 一又兵衛出入造用帳 延享二・三・四 三冊
- 一御物成御通 延享四年 壹冊
- 一卯田畑売買帳 延享四年 壹冊
- 一右萩右衛門より請取分
- 一新田畑御検地帳 寛文四辰年 壹冊
- 一同 御検地帳 宝曆二申年 貳冊
- 一田畑灘分ヶ帳 元文五申年 壹冊
- 一高増地永引帳 享保四亥年 貳拾冊
- 一藪開帳 享保三亥年 壹冊
- 一古井溝新開帳 寛保三亥年 壹冊
- 一中西部村溝敷永引帳 寛文元・明和八年 三帳
- 一増地永引帳 安永九年 六冊
- 一竹納帳 安永九年 壹冊
- 一竹納御請取事 寶曆二申年 壹枚
- 一名寄帳 新田畑 同 三 貳冊
- 一同 本田畑 同 三 貳冊
- 一同 本田畑 明和九辰年 貳冊
- 一同 新田畑 同 貳冊
- 一新田畑順帳 宝曆十二年 九冊
- 一本田畑地並順帳 安永八亥年 三冊
- 一新田畑地並順帳 同 壹冊
- 一田畑売買帳 同 貳冊
- 一諸事願留帳 延享三年 貳冊
- 一御免状 延享三年 貳本
- 一同 寛延元辰・安永元辰迄十三年式拾六本
- 一同 安永三年・同五年・同七戌・同九九年 四本
- 一御年貢勘定帳 寛延元辰年 三拾三冊
- 一米名寄帳 安永八亥・安永九子迄 貳冊
- 一米蔵入帳 安永八亥・九子年 貳冊
- 一米庭帳 右同断 貳冊
- 一弘米駄日記帳 右同断 貳冊
- 一御年貢金銀請取帳 右同断 貳冊
- 一小入用免割帳 明和八卯・安永九拾冊
- 一両組二ツ分ヶ帳 右同断 拾冊
- 一宗門帳 九冊
- 一寛延二巳大改帳 同三年五人組帳・小改帳 宝曆五亥大改帳 同六子五人組帳
- 一宗門御改帳 四拾冊
- 一宗門送り手形 式拾四通
- 一御年貢御通 寛延元・安永九二拾貳冊
- 一差出し諸色様子書上帳 享保十 四冊
- 一村鑑指出シ帳 安永九子年 貳冊
- 一村絵図 宝曆七年 壹枚
- 一田畑灘分ヶ反別帳 宝曆七丑年 壹冊
- 一村鑑差出シ帳 宝曆九卯 壹冊
- 一御条目 当御代宝曆六子年 壹冊
- 一村鑑様子指出シ帳 安永四年 壹冊
- 一村鑑引均引帳 安永九年本田・新異冊
- 一上・中・下三ツ分ヶ帳 壹冊
- 一配符留帳 安永九・十兩年 貳冊
- 一諸役入用留帳 安永九・十兩年分 貳冊
- 一又兵衛關所御証文 壹通
- 一同附立帳面 壹冊
- 一勘定目録 安永九子年 壹冊
- 一田畝引帳 安永八年 壹冊
- 一まといちやうちん老張一のほり 壹本
- 一はかり 壹本 一郷藏科 老升斗
- 一野風呂 壹ツ 一そろはん 式桁
- 一硯箱 三面 一竹なわ 壹筋
- 一鉦 壹ツ 一長持 壹棹
- 一たんす 壹棹
- 一石倉郷左衛門様書物渡目録 壹冊
- 一順帳之節灘絵図 安永八年 壹袋
- 一小入用帳 明和六丑年 壹冊

一外ニ出入ニ付御裁許書 壹通
右之通相改、無相違相渡申候、重而
此外入用之帳面も御座候ハ、其節
見出し相渡可申候、為其如斯ニ御座
候、以上
天明元年丑五月十六日
(美濃国厚見郡下西部村)

(1)の天領である本郷村の書目は二
三種、(2)の旗本岡田氏の知行村三輪
村(享保年間)は約二四帳である。
この両者に見える諸帳簿が、村方書
類としては最少限度の基本帳簿で、
「役算簡文書」と云われて、庄屋交
替時に必ず引継がれたものと思われ
る。

(3)は加納藩の村方の引継目録であ
るが、この村は庄屋が世襲された村
で、前二村に見る最少限の常備書類
のほかに、加納藩として特色のある
灘分ヶ帳・灘絵図などが散見し、亦
庄屋所の備品類まで克明に書出して
引継がれていることが判かる。

猶世襲した庄屋の家で、父から子
に引継がれる時でも、庄屋退役願
を出し、さらに跡役願を提出し、
許可を得た後に引継書類が保管さ
れる事は周知の通りである。

以上の三事例により判明する様に
検地・名寄・年貢割付・宗門改帳な
どは共通して保管されている。これ
らが村方文書の基本帳簿類であり、
毎年作帳されるものが多いので、村
方文書は後年になるにつれて増量し
膨大な文書・記録類が現存されてい
るのである。

背負梯子

中村 俊 亀 智

これまで、シヨイ・バシゴという、すぐに持ち出されるのは、「有爪型と無爪型」との区分であった。

背負梯子のなかには、所によって俗に「爪」といって、荷物をのせいように木の長いウデを取りつけているのがある。そのような背負梯子を「有爪型」の背負梯子、爪のないものを「無爪型」の背負梯子と、その道の人たちは呼んできた。

ところが、この二つの背負梯子の型式がどのように分布するかを調べてみると、有爪型は西南日本に広く分布し、無爪型はその反対に東日本に圧倒的に多いことが明らかにされた。

しかもなお、有爪型にはAとBとの二つの型があり、Aは中国地方の西の地域から九州一円にかけて分布し、B型は中国地方の東の部分から近畿地方にかけて分布することも明らかになってきた。

そこで、この二型式が、このように判然とした分布をするのは、何に基ずくものなのだろうか。そう考え

梯子の型のものがある。

(4) 棧はお、むね三本で、たいていは通しホゾの方法で柱に接合されている。この三本の棧を上から順に上の棧、中の棧、下の棧とする。このほか、上の棧と中の棧との間にももう一本の棧をいれることがある。その場合には、棧と柱とは、包みホゾの方法で接合されている。

ところが、背負梯子の寸法を計つてみると、わずか三〇〜四〇センチのものから二メートルを超えるものまで、さまざまな値が得られる。この値の分布はどこから出てくるのか、それを骨組との関係から詳しくみてゆくと、

(5) 中の棧と下の棧との間は、ちょうど背中が当る所で——背中当てをつけたり、そのかわりに藁をいれたり、藁を巻いたりしてある——この間の値はさほど変らない。従つて、下の棧から下の部分、いわば柱のアシの長さや、中の棧から上の方が、梯子によって大きく違っていることがわかる。

(6) なお、骨組には、上の棧を柱の間にいれず、柱の上ののせる(その場合には、柱の上の方にホゾをこしらえて上の棧にはめこむ)型(これを私たちは鳥居になぞらえて笠木

型式といっている)がある。

(7) 柱や棧の寸法は梯子全体の大きさとも関係してくるが、断面矩形の角柱・角棧の場合と、丸柱・丸棧の場合とがある。

(8) 背中当てや荷縄、背負繩のかけ方、作り方は、骨組以上に所によっての特徴をもつらしい。

そこで、以上のことを考えながら用途とかみ合せて、背負梯子をみてゆこう。例えば、

a. 麦運びに使う背負梯子

棧は梯形型で、アシが長く、形の大きい、丈の高い梯子で、図のように笠木型が多く使われている。背中の当る所は藁の繩を巻き、荷縄や負い繩も藁の繩だった。柱は丸柱か細長い矩形の断面で、柱には反りをもたせているものもある。関東の平野の麦作地帯では、畑で収穫した麦はそこで束ねて、家の前の庭へもつてきて脱穀した。途中で立つたま、息がつけるよう、たくさん束がつけられるよう考えられている。

b. 薪や炭を運ぶ背負梯子

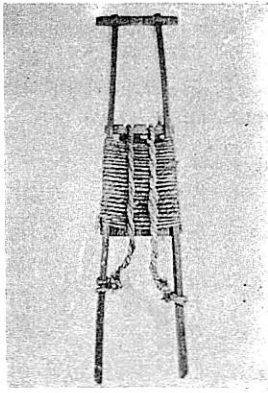
棧は矩形かや、梯形で、アシはさほど長くない。丈は中位で、笠木型のこともある。背中の当る所は藁を巻いたり、背中当てを当てたりしてある。柱は太く、断面は弓形、矩形など

で、やはり背負いやすいよう、柱には反りがつけられていることがある。
 c、買物などに背負ってゆく梯子
 形はbとほとんど同じで、細い柱や棧で作られている。籠をつけたり肥料などをつけたり、山村では昔からいろいろに使われてきた。

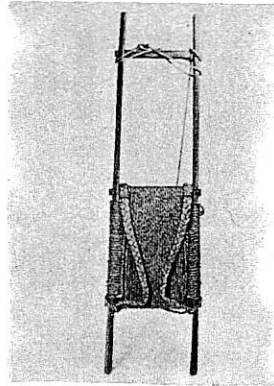
梯子

d、昔山間での運搬に使われた背負
 山間での商品の運搬が目的なので背中にぴったりつくくらいのもので、背負梯子のなかでは、もつとも小さな型で、棧も中と下との二本しかないし、アシもほとんど出ていなかった。

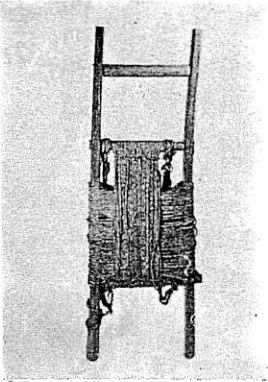
① 新潟県南魚沼郡石打村の背負梯子 高さは一六八・五センチ、下程は四一センチ、重さは四・四キロで、笠木型である。呼び方や用途についてはわからないけれど、本文のaの梯子と形はほとんど違わない。



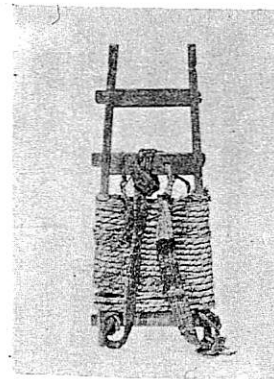
② 千葉県長生郡鶴枝村採集の背負梯子。高さは一二九・五センチ、下程は三四・〇センチ、重さは二・四キロで、三ツ組の負い繩がつけてある。形はaとbとの中間型なのだが、何に使われたのだろう。



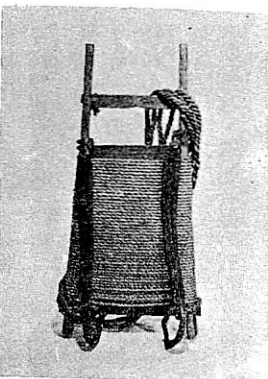
③ 千葉県君津郡木更津のシヨイコ 高さは一一五・三センチ、下程三九センチ、重さ三・六キロで、b型の梯子らしいが、どうだろう。背中に当る中の間の繩は縦横二重にかけてある。



④ 諏訪の背負梯子 長さは八四センチ、下程は三二・五センチ、重さは一・八キロ。柱は細いし、棧には幅の非常に広い（四センチから六センチ）板を使っている。ちよつと調子のかわった梯子で、区分としてはcなのだろう。



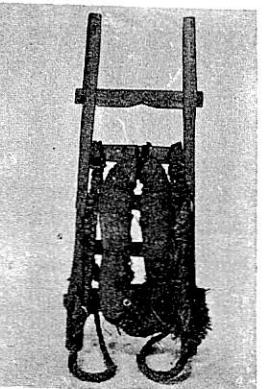
⑤ 採集地不明の背負梯子 長さは七四センチ、下程は三五・五センチ、重さは荷繩とも二・二キロで柱の断面は半円形である。恐らくこれはcの型で、どこかの山村で使われていたのだろうと思われる。



⑥ 静岡県浜名郡入出村採集のシヨイコ。高さは七六・五センチ、下程は三四センチ、重さは一・七五キロ。上の棧がなく、柱がもうすこしみじかいと、形の上ではdによく似てくる。しかしcにいられておく。



⑦ 岡山県邑久郡牛窓町のオイコ。高さ九五センチ、下程三八センチ、重さ四キロ。中の棧と下の棧との間に細い棧を二本ばかりいれてあり、そこに背中当りの輪がついている。これはいかにも西南日本的なやり方である。



北海道行政資料室の

現状と当面の問題点

北海道行政資料室

ここ数年、各県で行政資料室の設置が多くみられるようになった。このため、昭和四十三年十一月「都道府県行政資料室連絡協議会」が発足している。名称・性格・規模ともまぢまちであるが、文書館とともに、自治体での行政のために、資料の保存の意義が認識されつつある証左である。

行政資料室の大半は、行政執行上に参考となる資料の保存と利用を主目的として設置されているが、なかには、歴史的資料を含めてその業務を行なっている場合も少なくない。北海道の行政資料室もその一つで、発足したのは昭和四十三年十一月一日である。

当室は、道の刊行物・行政上参考となる資料又は行政情報など、現代行政資料の収集・保存・利用・提供等を行なうと同時に、道行政の歴史的發展の資料も保存し、これを後世に伝える使命をもになっている。即ち、現代と歴史を車の両輪として、行政の推進に役立てようとしている

わけである。

北海道庁構内に立つ、重要文化財「赤れんが庁舎」（明治二十一年の建築時の姿に復原）の一階一、二、三六㎡のうち、書庫二室・閲覧室一室・事務室一室（七七五㎡）を使用している。職員は、非常勤職員を含めて三二人で、業務は総務企画・情報調査・資料管理の三部門に分けている。

所蔵資料は、参考資料（道など行政機関の刊行物）二三、九三三点、参考図書（主として都道府県・市町村史誌類）二一、〇八三三点、公文書一四、一二二点、旧記（近世の記録物・編さん物）二、三三〇点、写真・フィルム三、〇〇〇点、録音テープ一九二点、地図二、〇〇〇点、合計六六、六四〇点である。

これら資料の、収集・整理・保存・利用については、本年四月施行の「北海道行政資料管理規程」によって行なっている。

また、当室の特徴としては、資料の一般的業務のほか、行政の今日的

課題と古文書にかかる情報の提供・資料の利用普及について、積極的に実施していることをあげることができ。このため、資料情報連絡誌「赤れんが」（年六回）の刊行と簿書（当室所蔵で最も古い公文書群）の解読筆写・解題目録の刊行を続けている。

室発足後、所蔵量が急激に増加したこともあって、所蔵資料目録を刊行するまでに至っていないが、すでに次の方向により逐次明らかにしつつある。

- 1 北海道刊行資料目録（年一回、既刊四冊） 道の関係機関（知事部局・各種委員会・議会など）から刊行のものすべての文献目録。当室受贈分を注記し、所蔵目録に代用している。
- 2 北海道所蔵史料目録（全五冊） 簿書・旧記の書名目録。
- 3 北海道所蔵簿書件名目録（年一回、既刊六冊） 簿書に編綴してある文書の目録。

当面の課題であるが、行政資料室の設置は道にとっても新しい試みであるので、内部的な問題点はないとは言えない。とくに、公文書の収集面などは問題点と言える。

即ち、当室所蔵の古文書の主体は、

幕末から明治二十年ころまでの開拓使等の公文書綴である簿書一〇、八〇〇冊とその後の十勝・石狩両支庁管内の国有未開地払下げ文書である。これは北海道にとっては、古く、かつ行政の歴史の核心にかかわる貴重な原史料群である。しかし、廃棄・滅失・散逸した文書が多く、明治二十年代以降大正期にかけて断絶が少なくない。

また、旧郡役所とその後身の支庁（全道一四支庁）には、太平洋戦争前の文書が少なく地域の実態の把握をさまたげている。

このような状態のなかで現在、公文書「保存期間の満了した文書で、収集基準に該当するもの」は各部課から引き継いでいるが、このなかには永久保存文書を含めていない。これは文書課において「生きた公文書」として保存し、全く古いものでも未公開とし、一部をマイクロフィルム化して廃棄しつつある。また、当室に搬入される各部課の文書も、道の歴史的遺産として何を残すべきか、明確な見通しを持つことがせまられている。一方、統計数字・出納事務等のコンピュータ化によって、磁気テープを史料として保存することなども、今後の課題と思われる。

仮
標
題

久保田 広司
(大阪市立大学
附属図書館主査)

史料収集の中で

小林 利久
(大月市史編纂委員)

編者において付ける仮標題は、簡単で要を得、しかも近世の時代感覚のあるもの、となっているが、これは案外むづかしい。

たとえば、「自今以後合力無心がましき儀一切申間敷旨之請証文」より「合力無心縁切一札」のほうが、又、「役人名前書上」より、「役儀之面々書上」のほうが、よりスマートなことは明らかである。しかし、

このようにはなかなかできない。例文を探そうとして、市史・社史・史料目録等を調べても、各種各様の庶民史料では、望む形のものゝ容易に見付からない。又、「大日本近世史料」には、この種庶民の文書は無いから、考えあぐむことがある。

次に、たとえば、甲家の文書から出てくる甲から乙あての文書、その他、内容からみて当然「控」か「写」であるべき文書について、仮標題に、その標示の無い史料目録を見ることがある。私はカッコで書き添えることにしているが、いずれがよいのだろうか。

次は、数量の単位呼称についての不統一である。前号の「文部省史料館報」十四、十五頁の中にも、冊・綴・通・鋪・括・枚・点・函・巻・コマ・リール・(呼称なし)、と、十二をかぞえることができる。まさに百鬼夜行である。勿論この中には、ハッキリしたものもあるが、区別の明らから無いものが多い。

私のさしあたり困っているのは、用紙を二、三枚紙摺りで綴じた程度の文書(たとえば、出入一件写、とか、仲間極のたぐい)の単位呼称である。一応「冊」を用いているが、釈然としない。

以上の点について、文部省史料館あたりが中心となり、例文集をつくらうとか、用語の意義限定一あくまで資料整理の立場からの一をおこなって、標準化を考えてほしい。これは目録交換、史料の相互利用を考えるときにも必要なことである。

一九六八年六月、大月市は市史編纂を目標として史料の収集に着手した。以来主としてこの作業に与つてきた私が、二、三の体験を紹介して諸賢の参考に供したい。

先づ当地には史料として残る文書は特例を除き皆無であると云う伝説があつた。と云うのは当地の封建的な雰囲気の中で、文書は探してはいけない、研究はしてはいけないと云う意味であるらしかつた。全く当地で失つた文書は私が知り得たものだけで約四〇万点、売却、焼却、譲渡が主で近世二〇、近代五〇、現代三〇%と推定される。逸失の時期は、

廃藩置県、市町村制の公布、中央線の開通、第一次世界大戦、一九三三年の町制施行、敗戦、一九五四年の現市制施行等の前後である。これらは私が旧蔵者から得た報告による概算で、最大のショックであつた。

第二に、この様な状態の中でも、精力的に努力を重ねるならば、尚相当量の隠された文書を発見することができるということである。当地は

面積二八〇平方杆、八〇%は山地で余す処も地味に乏しい。一八〇〇年代の旧村三四、家三二〇〇、人口一二〇〇〇、石高五九四〇石を数え、七〇%が甲州街道に面している。従つて史料の八〇%はこの付近に集中していたが、近代以降の逸散甚々しく残存率は当地現存量の五〇%である。

当地で私が確認した文書は、一〇〇件、約三万点、このうち編纂室に収納したものが二〇件、約二万点。しかし更に綿密な調査を進めるならば二〇〇件、五万点を超える収集が見込まれよう。

私の調査は所謂木村式瞬間的概数算定法を用いているが、最近は旧役場の名簿、絵図等を利用して確率を高めている。また所在の点検には古島方式を原則とし、旧役場、財産区、学校、組合、寺社、旧村役人、旧旅籠等を廻るが、更に屑屋、古物商を注意して収獲を上げている。

第三に先学者への批判の厳しいのは驚いた。これは文書の所蔵者、在地研究者の声である。これは三者

の関係が極めて友好的であつたと思われれるものにして且然りである。これらは、三者の間における史料や、結論に対する意見の相違による例も二、三あるが、多くは先学者のエゴイズム、セクシヨナリズムに起因するもので、現地における協力者の心情を無視した行動、態度に批判が集積している。私もそれらの先学者と同一視され、文書の利用を断られたことも度々であつた。特に私共後学者が不快に感ずるのは、文書に三様のラベルの貼付を見る時である。又自己のテーマに即した文書のみ整理し、その他を全く乱雑のままにしてあるのを見る時である。

私は文書は特定の研究者の恣意によつて処理されるべきでなく、複数の利用者を念頭におき、より客観的な分類がなされべきものと信ずる。私が最近まで用いていた所案から編年式による目録作成に切替えたのは右の事情が直接的な動機になつている。勿論これにも一面の不都合もあるがカードの項目別配列により、充分補うことができ、実害は生じない。最後に改善して欲しいのは、中央諸先学と、私共在地研究者との関係である。たしかに在地研究者の多くは、学界の動向に疎く、問題意識、

科学的方法論に欠けていることは事実である。従つてその段階に応じた指導が必要で、単なる案内者として慇懃に利用するだけに終ることは望ましいことではない。特に地域における史料館の設立が急がれ、その中核となるべき人々を結集させることの重要性を考へる時、学界全体の責任において検討されるべき緊急の課題であらう。

「文部省史料館報」の配布先について (追加)

前号一五頁に、当館発行の定期刊行物の配布方法についてお知らせしましたが、この「館報」は、すでに都道府県教育委員会に配布されており、一〇号から新たに、文部省史料館主催近世史料担当職員講習会の第一二回以降受講者に対しても配布することになりましたので、ここに追加してお知らせいたします。

史料館所蔵史料の撮影等については、従来から撮影心得を定めていましたが、このほど若干字句を修正しましたので、その全文を左の通り掲げます。

文部省史料館所蔵史料の撮影・複製心得 (營業者用)

- 1、史料の撮影及び複製(複製・掲載等)をいう。以下同じ)を希望する者は関係法令のほかこの心得を守ること。
- 2、次に掲げる場合は撮影又は複製することはできない。
 - (1) 著作権のある史料で当該著作権者の承認を得ないとき。
 - (2) 撮影に伴い原史料の解体、複合、原形をとどめない程度の修復を必要とするとき。
 - (3) その他史料館の目的をさまたげるとき。
- 3、撮影した写真等は許可された目的以外の目的に使用しないこと。
- 4、撮影に必要な費用は撮影する者が負担すること。
- 5、撮影する史料を補修、改造その他現状を変更しようとするときは、あらかじめ承認を求めること。
- 6、史料の撮影は史料館において史料館職員の下に行なうこと。
- 7、撮影終了後はすみやかにその旨を報告すること。
- 8、原史料を亡失もしくは損傷したときはただちに詳細な報告書を提出し、指示に従うこと。
- 9、撮影しようとする者は、別紙様式による申請書を館長及び大臣官房会計課長に提出すること。
- 10、史料の撮影は許可承認書に記載された日時に指定された方法で行なうこと。
- 11、撮影した写真等を出版物等に複製または掲載しようとする者は、撮影許可申請の際あわせて複製許可を申請すること。
- 12、撮影した写真等を複製または掲載する場合は、原史料が文部省史料館所蔵であることを明記すること。
- 13、複製または掲載した者は、その複製または掲載出版物等を一部史料館へ寄贈すること。
- 14、撮影または複製等により著作権法上の問題等が生じた場合は撮影または複製等をした者がその責任において処理すること。

(昭和四十五年六月二十九日)

一部改正)

史料館の

所在地沿革 (四)

明治二六年ごろに三井銀行の所有となつた三万坪の土地は、いま史料館のある部分を西北隅に、南は田園都市線の線路の辺り、東は豊町一丁目の東側線に及ぶ矩形地であつた。

この土地が銀行から三井同族会の所有に移つたのは、次第に多くなる外人の接待所を造る目的で益田孝が発案したものだという。その目的を十分に果したか否かは別として、その後ここは三井の戸越別邸と称された。邸内の概略を大正初年の地図によつて示せば下図のようになる。いま新館の建っている辺に別邸の家屋があり能楽堂もあれば、西南側には農園が造られていた。(この農園は昭和九年に世田谷区用買へ移転した後も戸越農園と呼ばれた。現 第一園芸KK用買営業所) 池の水は幾段かに流れ落ちていまの戸越公園の池と続いていたし、いまでは池中に取り残された雪見灯籠が当時は池畔にあつたことも、その地図に描かれている。

この戸越別邸へ、三井家の家史編纂所と称すべき旧三井文庫が日本橋の三井本館の事務室から移転して来たのは大正七年七月であつた。そのためこの工事は同五年七月に着工して翌六年五月に落成した。この時に建つ

たのは南側の書庫と玄関を中心とした部分であつて、北側の書庫を含む全貌が完成したのは大正十一年九月であつた。従つて、二つの書庫はそれぞれ旧庫・新庫と呼ばれていたが当館になつてから更に一棟の書庫を増築したため、現在では北から南へ一号、二号、三号と書庫を番号で呼んでいる。

何れにしても、旧三井文庫の建物は、すべて大正十二年の関東大震災以前のものである。書庫の外壁に見える凹部は、大地震後に耐震性を強化するために窓部分を塗り込めたものといわれる。そして、第二次大戦の戦禍をまぬかれて現在に至つてい

るが、構内が空襲の洗礼をうけたのは昭和十七年四月の第一次東京空襲であつて、新館玄関前方に爆弾が落下し直徑五メートルの大穴があいた。この爆風で当時の正門の瓦が落ちたがこの門は大蔵省(神田橋時代)の門になつていた旧大名門(伝説前邸)を三井が払下げを受けて移築したものであつた。(昭和二十七年頃この門は大崎高校の正門として再移転したが、数年で撤去された) 空襲のもう一つの傷跡として、焼け落ちた土蔵の跡がいまも残っている。この土蔵の建設は昭和十五年と意外に新しいのだが、その用材は日本橋駿河町の三井大元方の土蔵を解体して保存してあつたものと

いう。戦時中の建築資材統制による増設不能のために、古資材を活用しての再建であつたが、江戸両替店の材料を使ったこの土蔵が残っていたら文化財として利用されたらうが、焼夷弾の直撃を受けて焼失してしまつた。

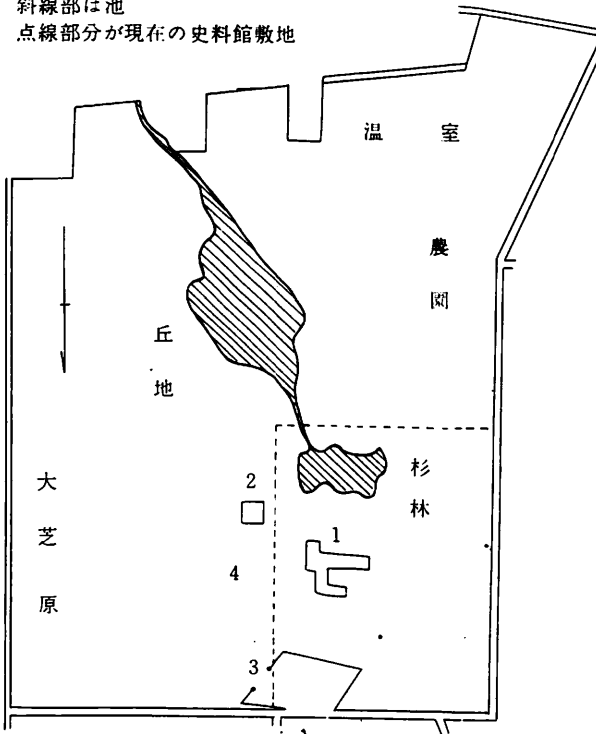
これより先、昭和七年九月に敷地の南側二九〇〇坪余を小学校敷地、五七〇〇坪余を公園敷地として三井家から荏原町に寄附している。現在の戸越小学校(九年六月開校)、および戸越公園(十年三月開園)である。さらに昭和十年には東北側の約四千坪が分譲地として売却された。

そして、敗戦後の昭和二十四年にまず建物、次いで同二六年に残つていた土地のうち一四八〇平方メートルを買上げて文部省史料館となつた。

(なお、前回は三井が入手した時と下屋敷時代との面積の不同にふれたが、これは地租改正による増大であろうと当館の大野氏から示教があつた。正確な増加率は不明だが、当然考慮すべきことなのでここに補訂しておく。また前回に続いて財団法人三井文庫の所蔵資料および同館山口栄蔵氏の談話に負うところが多い。そのほかにも多くの方々のご助言を得ている。終稿に当り、これらの方々を中心に御礼を申上げる。

— H 記 —

1 別邸 2 能楽堂 3 正門 4 孟宗竹
斜線部は池
点線部分が現在の史料館敷地



大名家文書の所在調査

報告その2

第一 史料室

この調査は、第9号所報の趣旨・目的(範囲)・方法等にもとづいてひきつづき行なっているものである。詳細は、同号を参照されたい。

(1) 今次調査経過の概要

今次調査は、四五年度上半期を中心に、関東地方のうち上野国九下野国七、合計一六の藩を対象に、旧大名家の方がたのご協力を得て実施した。今回も、電話や公文書等で照会を依頼を差上げたり、直接参上して実情をお伺いすることから始めたが、わずらわしい内容の質問について各家とも、一々ご懇切なご回答ご教示を賜わった。またとくに、目録作成のために数次にわたって参上してご迷惑をおかけしたお宅もある。ここに誌上を借りて、これらのご配慮をいただいた方々に対して、深い謝意とお詫びを申上げる次第である。

次に、今回もまた、該当諸県の関係機関のご教導とご協力が得られてこの調査の不備を十分に補なうことができた。部内資料について直接ご配慮をいただいた栃木県史編さん室、

栃木県黒羽町教育委員会、群馬県吉井町郷土史研究会、現地史料の所在についてご教示を賜わった群馬県沼田市公民館、同伊勢崎市立図書館、その他、公私にわたってご多忙にもかかわらず、この調査のためにご協力を下さった多くの方がたに対しても、改めて深甚の謝意を表す。

既報のとおり、この調査は旧大名家文書のうち、とくに個人の所蔵にかかる史料の所在および内容についてその概要を調査して公表していくことが当面の主要な目的であるが、当館の調査体制の不備のために、所蔵者各位や関係機関のせつかくのご配慮にもかかわらず、不本意な中間報告にならざるを得ない面があることをお詫びしなければならぬ。幸いに近い将来、関係者・機関の、直接詳細な実地調査がなされるためのささやかな手がかりになれば望外の幸である。この調査は、随時続けて行なっている。今後とも、所蔵者各位、関係諸機関のご理解とご協力をお願いして止まない。

(2) 調査目録の概要

(A) (一) 内は現蔵者、敬称略。

- 1. 下野国黒羽 大関家文書(東京都杉並区上荻三〇一―一六 大関和雄)
 - || 全一四箱に格納、総点数約一、五〇〇点(推定)。うち同家目録(黒羽町教委によれば、運実長氏作成。但し整理番号なし)分約一三〇〇。

御朱印・御内書・領知目録等、領内絵図類、軍書・歌書等書籍類。

当館作成目録分約二〇〇。「丹治比系伝」一〇冊等系図・系譜類、

「増備之記・同覚」一四冊他古書

付類若干、河州丹比神社・城下町

・下屋敷絵図類。歌書・詠草類多し。

2. 下野国吹上 有馬家文書(神奈川県横浜市港北区大榎町三二四 有馬聡

頼) || 代々系譜類、御朱印写・正保三年以降領知目録、伊勢国領知

絵図等約一〇〇点。他に、明治以降家関係史料約一〇〇点。なお

本調査終了後、家政関係史料を除き当館が譲渡を受けた(本誌一五頁参照)。

(B) 内容省略。機関名を記す。

1. 上野国館林 秋元家文書 || 館林市立図書館(未刊。但し寄託)

2. 上野国前橋 松平家文書 || 前橋市立図書館(未刊。但し日記類のみ)

3. 下野国宇都宮 戸田家文書 || 栃木県立図書館(未刊。栃木県史編さん室作成)

4. 下野国吹上 有馬家文書 || 文部省史料館(未刊。前出)

(C) (一) 内は調査機関名。

1. 上野国吉井 吉井家文書(吉井町郷土史研究会) || 吉井家から吉井町役場に寄贈。幕末維新时期吉井藩上書

・風聞類、財政関係文書若干、詠草・歌書類多し。約八〇〇点。

2. 下野国黒羽 大関家文書(黒羽町教育委員会) || 創垂可継・六史兵隨・止文枢要・乗化亭奇方等、大関増

業著作物類。大関家より黒羽町に寄贈されたもの。(なお柏書房刊

「創垂可継」附録等参照)。

(F) 所蔵者からご回答を得たもの

(一) (一) 内所蔵者、敬称略)

1. 上野国安中 板倉家文書(相模原市上鶴間五、五七八―一 板倉弘) || 総系図・板倉系図・過去帖その他数点。

2. 上野国七日市 前田家文書(相模原市上鶴間字上深堀向一、五九六 前田利民) || 系図類他数点。

3. 上野国伊勢崎 酒井家文書(伊勢崎市曲輪町三三―一三 酒井忠寿) || 戦災により焼失。

4. 上野国小幡 松平家文書(東京都豊

島区駒込七―一六一―八 松平統之助)

●戦災により焼失。

5 下野国佐野 堀田家文書(東京都新宿区大京町一三 堀田正路) ●戦災

等により大部分亡失。

6 下野国足利 戸田家文書(東京都世田谷区岡本町二―四―三 戸田忠

武) ●戦災等により亡失。

7 下野国壬生 鳥居家文書(横浜市南区六ツ川二―五三―一七 鳥居忠博)

●系図のみ。他は戦災で焼失。なお壬生常楽等に関係史料あり。

以上の七家については、さらに実地調査のうえで目録を作成すること

とができるお宅もあることを付記しておきたい。なお、これらの大名家文書の所在、内容等について

の詳細は当室にお問い合わせいただきたい。

最後に、上野国沼田 土岐家文書

と吉井 吉井家文書については、ともに所蔵文書の所在が確認されて

いるので目下調査を継続中であり、

次号で詳細を報告したい。その他の大名家についても調査を行なう予定

があるので、引き続きご協力をいただければ幸いである。

●印は目録(写)が当館に所蔵されていることを示す。

四五年度新収史料紹介(二)

下野国吹上有馬家文書

この文書は、下野国吹上の領主有馬氏(一万石、菊間、譜代)の後裔有馬頼頼氏のご好意により、当館が譲渡を受けたものである。

同家は、筑後国久留米有馬豊氏の三男頼次に始まり、続く吉政・義景・氏倫三代にわたり紀州徳川家に仕えて、氏倫の代に八代將軍吉宗の宗家入りに従ってその側に仕え、享保一一年に伊勢国西条を本領として一万石大名に列せられ、上総国五井を経て天保一三年に吹上に移っている。

本文書の大部分は、享保以降の朱印状・領知目録および位記・宣旨・口宣案等であり、同家系譜類も比較的まとまったものがあるが、藩政史料はほとんど含まれていないし、享保期の幕政に関連する史料はない。本文書の中核は、この、吉宗取立て大名の領主的推移をあとづけうる、紀州家臣当時から良く揃った朱印状・領知目録・系譜等の原史料であろう。なお、吹上陣屋絵図および

①はマイクロフィルムによる収集を示す。

明治三年の伊勢国領地村絵図(五鋪)が含まれている。(原蔵者●神奈川県横浜市港北区大圃町三二四 有馬 聡頼氏。二四冊・六七通・一一枚・七鋪・一綴)。

②長野県 旧殿城村宝蔵庫文書・会所文書

長野県上田市立博物館所蔵旧殿城村宝蔵庫文書・会所文書のうち、「御用状扣」及び「御定納村々御払方御帳」の一部をマイクロ撮影したものである。(八四冊。一二リール●八三四六コマ)。

江戸時代には旧殿城村地帯八カ村は仙石氏旗本知行所二千石に属した。(別に上野・武蔵両国に飛地七百石あり)。旗本は在府のため、矢沢村には代官がおかれ、その下に割番庄屋―村庄屋がいて領内支配に任じた。割番庄屋らは会所で政務をとった。したがって、旗本領主関係史料・代官関係史料、会所関係史料が作成され、この他に領内村々の村方史料があることになる。ただし、現在前三者の史料は混在しているものが

少なくない。上記の宝蔵庫文書と会所文書は会所関係史料として一括されるべきものであるが、撮影は一応現地の区分法にしたがった。

宝蔵庫文書六一七点のうち「御用状扣」(寛政二―明治五年)一五八冊は、代官関係史料が混在したものであるが、矢沢陣屋と江戸屋敷との往復御用状の扣で、旗本知行所支配の実状をしりうる基本史料である。

会所文書五九三点のうち「御定納村々御払方御帳」(享保四―慶応一年)一四〇冊は領内八カ村の年貢受払帳であり、信州分の年貢収納の実態をしりうる基本史料である。

なお、右の宝蔵庫文書・会所文書の他に、旗本領主・代官関係文書として旧代官田中家文書(現、市村郁夫氏蔵)一〇三八点があり、前者と合すると旗本知行所の支配構造の全貌が解明でき、さらに旧矢沢村区有文書三四四点をはじめとする領内各村現存の村方史料を合すると、農村構造の実態が解明できる。したがって、これら史料は旗本知行所の構造的解明のためには、量質ともに全国的屈指の好史料であり、今後の体系的マイクロ継続撮影が要請される。

③若狭国小浜 古河家文書

【集報】

古河氏は近世中期以降、北前船の廻船問屋として、松前・羽後・越後などと取引し、一方、酒井家の御用達をつとめ、二舟三越に類なき富をたたえられたという。代々嘉大夫と通称したが、四代教重のとき廻船のかたわら酒造をはじめ、六代教泰のころ家業はさらに隆盛となり廻船八艘を有するほどであった。

今回、マイクロフィルムに収めた主たるものには、文政八年から安政六年までの「店おろし勘定書」をはじめ、売目録、松前箱館相庭書など営業関係史料、「永代記録控」「調達金覚帳」などの小浜藩関係史料があり、また家関係では「永代式目」「家譜」それに天保十四年から明治二年までの「教典院日記」十八冊がある。

このうち「店おろし勘定書」は大勘定、買帳、貸帳、頼母子帳、御扶持方帳、御作事帳、御船帳などの諸帳からなり、これらを詳細に検討することによって古河屋の経営の性格を知ることができよう。(現蔵者 東京都杉並区松庵一十八一) 二 古河嘉雄氏 収録点数一〇二八リール四〇九八コマ)

○昭和四五年事業(承前)

一、史料の収集

下野国吹上馬家文書、長野県旧殿城村宝蔵庫文書・会所文書および若狭国小浜古河家文書(現物・マイクロフィルムによる複写)の三件の収集を行なった(別項参照)。本年度内に、なお数件の収集および寄託の予定がありその作業を進めている。二、第一六回近世史料担当職員講習会

前号所報(予告)の表記講習会は全国関係諸機関から四一名の受講生を集めて、九月二八日から一〇月三日まで行なわれた。会の企画・運営等については、なお改善を加えて、充実をはかって行きたい。

三、第二〇回近世史料展示会

一月八日・九日両日当館所蔵荒谷家文書を中心に近世鉱山史料の展示を行ない、多数の参観者があつた。四、近世史料の所在調査

前号所報の、近世史料所在調査日録の発行状況調査は、すでに当館調査資料とともに依頼状を都道府県立図書館を中心とする関係機関に差上げ、ご協力をお願いしている。一部の県からはすでにご回答をいただい

ており、感謝している。引き続き関係者各位のご支援・ご協力をお願いしたい。

五、定例研究発表会

第三二回(45・12・22)

県庁史料の整理について

原島 陽一

○史料の貸付

(1)東京新聞社主催「大岡越前展」

(昭和四五年八月二日―二日)。

撰要類集ほか四三点。

(2)東京新聞社主催「さむらいと町人展」(昭和四五年一〇月二日―

十一月三日)。角行灯ほか三二点。

(3)中部日本新聞社主催「尾張商人展」(昭和四五年十一月五日―一

月二五日)。関所手形ほか二二点。

○八事移動

昭和四五年一月一日 泉谷弘幸

国立赤城青年の家に出身。

○おわびと訂正

前号「集報」欄に、文部省史料館評議員任期を昭和四四年二月一日から四五年一月三〇日とありますが、これは四六年一月三〇日の誤りでした。関係各位にご迷惑をおかけしたことを詫びして訂正いたします。

【編集後記】

◆今号には、巻頭に、示唆に富んだ古島先生の玉稿をいただいたほか、情報欄に北海道行政資料室からの報告と、久保田・小林両氏の現地通信を掲載できました。両氏とも、それだれ第12回・第14回の、当館主催近世史料担当職員講習会の受講生です。史料の調査・収集・整理・保存などの実務にたずさわって日夜苦勞しておられる方がたの、共通のひろばにして行きたいと思えます。どなたでも、具体的な問題を取上げて、どしどし寄稿下さい。ご多忙のなか、ご寄稿下さった方がたに、厚くお礼を申し上げます。

◆「史料館の所在地沿革」は、今号で終了します。「民俗資料の保存・管理」も、執筆者の都合で構想を改めて掲載して行きます。

◆諸般の都合で、発行が遅れたことをお詫びします。誌面の企画・内容にご意見をお寄せ下さい。

文部省史料館報 第一二号
昭和四五年一月二日(十八日発行)
編集・発行者 小和田武紀
文部省史料館
東京都品川区豊町一六ノ二
電話(七八三)九一〇六(代)
印刷所 三恵出版印刷株式会社
東京都千代田区稲田橋保町二ノ二
電話(二六一)一四四三番